

熊本市地球温暖化防止活動推進員選考委員会実施要綱

制定 平成23年10月18日環境保全局長決裁
改正 平成24年 3月30日環境企画課長決裁
平成24年 9月 1日環境政策課長決裁
平成28年 3月25日環境政策課長決裁
平成31年 1月22日環境政策課長決裁
令和 3年11月 8日環境政策課長決裁
令和 6年 4月1日脱炭素戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市地球温暖化防止活動推進員設置要綱（以下「推進員設置要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき設置する熊本市地球温暖化防止活動推進員選考委員会（以下「選考委員会」という。）における選考方法、選考委員会の組織その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の組織)

第2条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には環境推進部長を、委員には脱炭素戦略課長及び委員長が必要と認める関係者をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項について審査し、決定する。

- (1) 熊本市地球温暖化防止活動推進員の選考に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(会議の招集)

第4条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課とする。

(選考手続)

第6条 推進員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、別紙の選考基準の各審査項目について5段階で評価し、平均3点（以下「基準点」という。）以上の者かつ上位の者から推進員設置要綱第2条に規定する推進員の数の範囲内で選考する。また、同点の場合は選考委員会の協議によって選考する。

(選考後の手続)

第7条 市長は、前条の候補者に対し、推進員就任についての同意を得るものとする。

2 前項の候補者が辞退した場合には、次に点が高い者を候補者として選考することができる。

3 市長は、前2項の手続の後、同意を得た候補者を推進員として委嘱するものとする。

(選考結果)

第8条 選考結果については、応募申請者全員に通知する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第6条関係）

選考基準

1 審査項目

審査項目は、以下のとおりとし、応募書類及び面接で選考する。

審査項目	段階(点)
応募の動機、温暖化についての問題意識	5
活動実績	5
温暖化に関する理解度、知識	5
推進員の役割についての理解度と目的意識、温暖化対策推進の熱意	5
公平、公正な考え方	5
合計	25

2 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

3 基準点

各審査項目の平均点3点とする。

4 選考

基準点以上かつ上位の者から選考する。